

長崎労働局発表  
平成27年1月15日

担当	長崎労働局労働基準部監督課	
	監督課長	楠本 明彦
	専門監督官	中里 晋
	電話	095 - 801 - 0030

## 建設現場年末一斉監督を実施

～ 県内141現場を監督、違反率は63%と増加傾向～

長崎労働局(局長 大塚崇史)では、年度末に向けて工事請負量が増加し建設業における労働災害の発生が懸念されることから、平成26年12月1日から19日の間にわたり、県内6労働基準監督署において建設現場に対する一斉監督を実施しました。

### 【監督結果の概要】

- 労働安全衛生法違反で改善指導等を行った現場は全体の63.1%(141現場のうち89現場)となり、違反率は増加傾向にあります。
- 主な違反内容は、
  - ・元方事業者が下請事業者の安全管理を行っていなかったもの 38現場
  - ・足場や高所の作業場所に墜落防止措置を講じていなかったもの 52現場
 であり、これらは建設業特有の請負形態や高所作業により発生する違反と言えます。
- 19現場に対して作業停止命令等の行政処分を行いました。  
なお、作業停止命令等行政処分の件数は、過去2年間に比べ倍増しています。

### 【監督結果の詳細】

表1 建設現場の違反状況

	監督現場数	違反現場数	違反率(%)
平成26年度	141	89	63.1
土木工事	57	25	43.9
建築工事	75	56	74.7
平成25年度	125	75	60.0
土木工事	48	20	41.7
建築工事	65	50	76.9
平成24年度	161	74	46.0
土木工事	86	32	37.2
建築工事	64	40	62.5

工事種別に「その他」(電気工事等)は含みません。

表2 建設現場における違反の主な内容

主な違反内容	違反現場数			主な内容
	26年度	25年度	24年度	
【安全衛生管理面】 元方事業者が下請事業者の安全管理を行っていないもの	38 (27.0%)	50 (40.0%)	50 (31.1%)	・元方事業者(元請)が災害を防止するための必要な措置を講じていないこと(安衛法 29・30)
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業場所に墜落・転落防止措置を講じていなかったもの	52 (36.9%)	58 (46.4%)	39 (24.2%)	・高所(高さ2m以上)作業を行うにあたり作業床(足場)又は墜落のおそれがある所に囲い等を設けていないこと (安衛則 518・519・653) ・足場に適切な手すりを設けていないこと(安衛則 563・655)
【安全な通路】 労働者が使用するための安全な通路を設けていなかったもの	14 (9.9%)	14 (11.2%)	15 (9.3%)	・労働者が使用するための安全な通路を設けていなかったこと(安衛則 540) ・法に適合した架設通路を使用していないもの(安衛則 522)
【車両系建設機械】 車両系建設機械を適正に使用していないもの	11 (7.8%)	6 (4.8%)	13 (8.1%)	・パワーショベルによる荷のつり上げなど機械を本来の用途以外の用途に使用していること(安衛則 164) ・車両系建設機械作業にかかる作業計画を作成していないこと(安衛則 155)
【自主点検】 自主検査を実施していないもの	5 (3.5%)	2 (1.6%)	8 (5.0%)	・車両系建設機械について1年以内に1回、定期的に検査を行っていないこと(安衛則 167)
【クレーン】 クレーン取り扱いに係る違反	6 (4.3%)	8 (6.4%)	5 (3.1%)	・移動式クレーン作業にかかる作業計画を作成していないこと(クレーン則 66 の 2)

安衛法は労働安全衛生法(法律)のこと。安衛則は労働安全衛生規則(省令)のこと。

クレーン則はクレーン等安全規則(省令)のこと。

(作業停止命令等の概要)

法令違反が確認された現場のうち、放置することにより労働者に急迫した危険があると認められた19現場に対し作業停止又は立入禁止などを命令する行政処分を行った。

作業停止命令等の件数は過去2年間に比して倍増しました。

表3 作業停止命令等の件数

命令件数	
平成 26 年度	19
平成 25 年度	8
平成 24 年度	9

【災害発生状況と今後の取組み】

(1) 災害発生状況

長崎県内での平成 26年の死亡災害は、12月31日現在で11件(前年同期17件)であり、そのうち3件が建設業の災害です(前年同期6件)。

また、建設業の死傷災害は、12月31日現在で204件(前年同期164件)と対前年比12.6%増となっています。

表4 長崎労働局管内の労働災害発生状況(平成26年12月31日現在)

	平成 26 年		平成 25 年		平成 24 年	
	死傷災害	死亡災害	死傷災害	死亡災害	死傷災害	死亡災害
全産業	1,321	11	1,255	17	1,311	10
建設業	204	3	164	6	200	4
土木工事	70	0	48	1	59	2
建築工事	94	2	82	5	111	2
その他の建設	40	1	34	0	30	0

(注:死傷災害:死亡災害を含む休業4日以上労働災害)

(注:その他の建設:電気通信工事業、機械器具設置工事業など)

表5 死亡災害発生状況(平成26年12月現在)

		平成 26 年	平成 25 年	平成 24 年
全産業	全国	866	862	919
	長崎県	11	17	10
建設業	全国	320	296	329
	長崎県	3	6	4

(注:全国の数値については、平成26年11月末現在)

(注:平成23年の数値は東日本大震災を直接の原因とする災害を除いた数値)

(2) 今後の取組み

長崎県内の休業4以上の死傷者数は、表4のとおりです。

今後も長崎労働局においては、建設業を災害多発業種と捉え、労働災害防止に向け、監督指導を通じた労働災害防止対策の徹底を図っていきます。